

「提案型協働事業」および「価値共創促進事業」の沿革と比較

1. 沿革

年度	内容
平成26年度	「府中市市民協働の推進に関する基本方針」策定
	「府中市市民協働推進行動計画」の推進方策にある「協働事業提案制度の整備」に基づき、様々な主体との協働事業の実施を提案できる仕組みとして「協働事業提案制度」を整備
	市民の自由な発想から協働事業の提案を求める「市民提案型協働事業」の募集を開始
平成27年度	市が課題として掲げるテーマに基づき、市民から協働事業の提案を求める「行政提案型協働事業」の開始に向け庁内の各課が抱える行政課題を抽出
	協働事業を共通の基準で評価することにより課題を整理し、事業の質や市民サービスの向上に繋げるため「市民提案型協働事業評価制度」を整備 ※H27年度市民協働推進会議より
平成28年度	「行政提案型協働事業」の募集を開始
平成30年度	市と市民の間で信頼関係を築き、事業実施中に生じた課題の解決と改善を可能にするため、令和元年度実施事業より2か年度事業の提案を可能とする ※H29年度市民協働推進会議より
令和4年度	提案団体の費用負担軽減による提案の質の向上と件数増加、また多様な主体からの事業参画を目指し、「提案型協働事業」の制度を見直し。対象経費および対象事業が拡大し、令和5年度実施事業より人件費の計上および企業からの提案を可能とする。また「行政提案型協働事業」と「市民提案型協働事業」の補助率格差是正について意見があがる。※R4年度市民協働推進会議より
	行政課題を公表し、課題解決に繋がる提案の受付や相談について常時受け付けることを目的とした「共創の窓口」開設
令和5年度	これまでにない新たな事業を実施し、新たな価値を提供することを目的に「価値共創促進事業」を開始(提案は「共創の窓口」で受付)
令和6年度	「提案型協働事業」を「価値共創促進事業」に統合

2. 制度の比較

	提案型協働事業	価値共創促進事業
事業の特徴	市民のアイデアやノウハウを生かした事業提案を募集し、市との協働で実施することで地域課題の解決を目指すことを目的とした制度	提案型協働事業制度をベースとし、当該年度中に提案から事業実施まで可能となる迅速性に加え、新たな価値創出等の成果を重視した制度
事業開始	平成27年度	令和5年度
実施主体	市民団体等を含む多様な主体 ※令和4年度から企業による提案も可	市民団体等を含む多様な主体
提案時期	前年度	当該年度
実施期間	最大2か年 ※令和元年度実施事業から	最大2か年
財政支援	市民提案型: 上限50万円(50%補助) 行政提案型: 上限なし(100%委託)	上限200万円(100%委託)
事前相談期限	1か月前	常時「共創の窓口」で受付可能
評価制度	提案型協働事業評価制度 ※平成27年度市民協働推進会議決定	提案型協働事業評価制度と同様 ※令和6年度市民協働推進会議決定
課題	課題の認識、企画提案から実施までに時間を要する(翌年度事業実施となる)ほか、募集期間が短く提案しにくい。	「共創の窓口」提案件数は増加している(令和5年度: 41件、令和6年度7月時点: 10件)ものの、価値共創促進事業の審査に至っていない(令和6年度7月時点: 0件)。